



「標準報酬基礎届」の記入・送付にあたって

[別紙]

ご提出は **9月10日（水）** まで お願いいたします。



《 ご記入の注意点 》

① 10月以降の標準報酬に変更がない場合

「変更なしの場合、✓印を記入」欄の□に✓印を記入してください。
全会員の掛金に変更がない場合でも、✓印を記入し、提出してください。

② 10月以降の標準報酬に変更がある場合

「標準報酬変更後」欄の枠内に標準報酬を記入してください。

③ 氏名の記載があるが10月1日付で在職しない場合

「退職」、「異動(転出)」により10月1日付で在職しない場合は、備考欄に「退職」、「異動」と記入してください。

④ 中断の場合

既に中断中の場合は、氏名の記載がありません。

氏名の記載があり、10月から中断をご希望の場合は、備考欄に「中断」と記入してください。

⑤ 氏名の記載がない場合

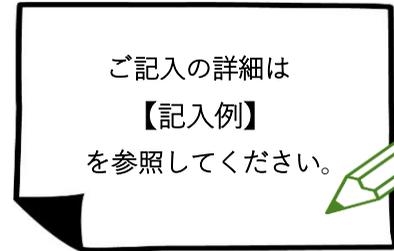
「新規加入」、「異動(転入)」、「再開」により氏名の記載がない場合は、手書きで追加してください。

★標準報酬の考え方

会員が勤務の対象として受ける本俸額(会員に等しく支給している手当がある場合はこれを含む。)をもとに算出します。

※ 社会保険料の考え方とは異なりますので、ご注意ください。

例えば... 期末手当、残業手当、通勤手当、管理職手当など人によって金額が異なる手当は含みません。



《 ご提出後の留意点 》

備考欄に「退職」「異動」「中断」と記載された場合

対象者に関する各種届出を **10月10日（金）** まで に必ずご提出ください。

9月以前の加入、異動(転入)又は再開の届を提出される際の注意点

① 加入等の届に記載した標準報酬を10月以降に変更する場合

「標準報酬基礎届」の修正及び再提出が必要となります。共助会事務局までご連絡ください。

② 「標準報酬基礎届」の再提出がない場合は、加入等の届に記載された標準報酬額を10月以降も引き続き適用します。

※ 原則として8月12日以降到着の加入等の届については、「標準報酬基礎届」に反映されておられません。

※ 10月1日付の加入、異動(転入)又は再開の場合は、「標準報酬基礎届」への記入は不要です。

※ 施設・団体にて、提出される「標準報酬基礎届」の写しの保管をお願いします。

連絡先

TEL

048-831-7547

月曜から金曜日8:30~17:00 (※祝日を除く)

URL

<https://www.saitama-kyojokai.jp>

